

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
八女市	上陽地区(下横山集落)	令和3年3月12日	令和6年3月21日

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	285 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	145 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	28 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	20 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農地の出し手はいるが、受け手は少ない。
 農業従事者の高齢化が進んでいるものの、後継者未定の方も多く、耕作放棄地の拡大が懸念される。
 有害鳥獣被害が多く、営農意欲を下げている。対策にも時間と経費がかかる。
 主要品目である茶の価格低迷により、以前より収益が下がっている。
 農地の大部分はほ場整備未整備地であり、作業効率が悪い農地が多くを占めている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

対象:下横山集落 全域

集落内の農地で農道、水路等の整備がされ、比較的農作業の効率が良い農地については、集落内の中心経営体である認定農業者に集積を進めるほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構や農業委員会の活用方針)

農地所有者は、営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構や農業委員会を活用し、中心経営体への経営農地の集積・集約化を進める。

(後継者の育成・新たな担い手の確保に関する方針)

農業後継者の育成と、中心経営体となりうる担い手を地域内外から確保する取り組みを進める。

(農地利用の検討機会に関する方針)

農地の所有者や耕作者が様々な活動で集まる際には、積極的に農地利用に関する話し合いを行う。

(農地の保全への取組方針)

中山間地域等直接支払制度や各種補助事業の実施により、中心経営体、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。

(鳥獣被害防止対策に関する方針)

ワイヤーメッシュ柵、電気柵の設置等により、被害を未然に防止する取り組みを進める。

(複合経営の推進に関する方針)

主要作物である茶の価格低迷が続いていることから、収益性の高い園芸作物との複合経営を推進する。

(集落営農の推進に関する方針)

集落営農活動を推進し、集落ぐるみによる農作業受委託の可能な環境づくりを支援する。